

2006年（平成18年）5月30日

各位

会社名	大豊工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 高橋 清八
コード番号	6470（東証・名証第一部）
問合せ先	常務取締役 村木 武
電話番号	(0565)28-2225（代表）
URL	<a href="http://www.taihonet.co.jp/">http://www.taihonet.co.jp/</a>

## 内部統制システムの基本方針に関する決議のお知らせ

当社は2006年5月30日の取締役会において、内部統制システムの基本方針について下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 内部統制システムの基本方針

#### 【概要】

本基本方針は、会社法第362条第4項第6号に基づいて実行される当社の内部統制システムの構築において、遵守すべき基本方針を明確にするとともに、会社法施行規則第100条に定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関して定めるものとする。

当社は、今後さらに内部統制の充実を図り、適法で効率的な内部統制システムを構築し、本基本方針を見直していくものとする。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が全体として適性かつ健全に行われるため、取締役会、常勤役員会、経営会議他の機能会議等の会議体による意思決定および相互牽制をする。

当社は、コンプライアンスを統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士・従業員代表の労働組合委員長および役付取締役・常勤監査役をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置する。

主な法令の啓蒙を目的として小冊子「役員を取り巻く法規制」を配付する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議決裁書等を文書管理規程等の社内規程に従って適切に保存し、管理する。各取締役および各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長に直轄する部署として、監査室を設置し、毎年定期的に内部監査を実施する。

当社は、予算制度、稟議制度により、資金の流れを管理することで、リスク管理をする。

当社は、災害（地震・火災など）発生時の危機管理マニュアルを整備し、関係者を定期的に教育・訓練する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、定期的に当該組織と業務分掌の見直しをする。

当社は、原則として毎月取締役会を開催し、重要事項の決定等を行う。取締役会の機能を強化し、経営効率を向上させるため、常勤役員が出席する常勤役員会を毎月開催し、取締役会付議事項の事前審議およびその他の経営重要事項について審議を行う。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、主な法令の啓蒙と周知徹底をはかるために、各部門のコンプライアンス担当者をメンバーとする「コンプライアンス推進会議」を定期的に開催する。

当社は、階層別教育によりコンプライアンスの徹底を図るとともに、全社員に「社員行動指針」を配布し、その定着浸透度チェックを毎年実施する。

当社は、内部監査部門（監査室）による定期的な内部監査を実施する。また、不祥事の早期発見のために、内部通報制度（ホットライン）を設置する。

#### 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社を管理する部署を設置し、子会社からの業務報告および情報の収集・伝達に関するルールを定め、情報交換をする。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査業務の充実のために、必要に応じて、監査役の職務の補助業務を担当する使用人を置くこととする。

#### 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の任命、異動、評価、懲戒については、取締役と監査役が意見交換をする。

#### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、直ちに監査役会に報告する。

#### 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との会合を持ち、意思の疎通を図る。また、取締役は、業務の適正を確保する上で重要な機能会議等への監査役の出席を確保する。

さらに、当社の会計監査人と定期的な情報交換を実施し、関係を図る。

以上